

「質問」1  
実施要領 第3-(3)-エ について  
本事業と種類及び規模が同等以上とあることから、屋外照明灯の実績には防犯灯は含まれないという認識でよろしいでしょうか。

「回答」  
屋外照明灯にはいわゆる防犯灯が少数含まれていても、差支えはありません。しかし、それが主体であっては、本事業と同等以上とは言えないので、提出された実績を基に判断します。

「質問」2  
実施要領 第12-(6) について  
燃料調整費に関しまして国の電気・ガス料金支援は除く認識でよろしいでしょうか。

「回答」  
そのとおりです。

「質問」3  
実施要領 第12 について  
提案書の作成にあたり既存の維持管理費をお示し頂くことは可能でしょうか。その場合、平均値、指定年度の値のどちらを採用するかご教示ください。

「回答」  
令和5年度の通常の維持管理費（修繕費）を基に算出してください。  
道路管理課 約1200万円  
公園緑地課 約 291万円

「質問」4  
仕様書3-(5) について  
夜間工事が必要な箇所はありますでしょうか。ある場合は見込むべき灯数をご教示ください。

「回答」  
夜間工事は必須ではありませんが、次の道路上の道路照明灯は夜間工事になることが想定されますので、次の基数を見込んで提案してください。なお、夜間工事の実施の可否については、各管理者との協議により決定することとなります。  
高速道路の跨線橋 1橋 ひたちなか大橋：12灯  
JR常磐線の跨線橋 3橋 高場跨線橋：21灯 外野跨線橋：26灯 大島陸橋：10灯  
国道6号の跨線橋 1橋 稲田高架橋：13灯

※上記以外の場所で夜間工事となることは基本的には想定しておりませんが、作業場所内容等の状況により安全面の観点から関係機関との協議の結果、やむを得ず実施することは想定されますので、それを見込んでご提案願います。

「質問」5  
仕様書4-(2)-イ について  
本事業の機器仕様への合致を証明する資料として各機器の図面、ガイドライン成績書などを様式12に添付する予定です。その場合、枚数制限に含まないという認識でよろしいでしょうか。

「回答」  
そのとおりです。

「質問」6  
様式4の5 について  
契約を証明できる契約書のうつしを添付することとありますが、膨大な量となってしまうため捺印、金額がある個所のみでよろしいでしょうか。

「回答」  
そのとおりです。ただし、審査等の必要により追加で資料を求めることがあります

「質問」 7

様式8の3 について

⑥ESCOサービス期間が「12年」となっています。「10年」に直して作成しますがよろしいでしょうか

「回答」

10年が正しいので、訂正の上、ご提出願います。

「質問」 8

様式12号 について

実施要領第13、カに会社名等の記載はできないとありますが、使用予定の灯具メーカー名は記載してもよろしいのでしょうか。

「回答」

そのとおりです。

「質問」 9

様式16号 について

実施要領第13、カに会社名等の記載はできないとありますが、施工体制図に施工業者名を記載するのは問題ないでしょうか。

「回答」

問題ありません。

「質問」 10

仕様書 2（1）について

公平性担保のため、提案書に見込むデザイン照明の数（アダプターの数量）を御教示願います。

「回答」

【道路管理課】

把握できる範囲のデザイン照明灯の数は、次のとおりです。

- ・本市が特注したデザイン照明灯は、昭和通りの50基100灯です。
- ・その他照明灯は既製品から選んでいると思われませんが、今回の仕様書に掲載した照明灯の灯数は別紙のとおりです。

【公園緑地課】

- ・特注の照明灯はなく、既製品から選定し設置しております。